

城東中学校いじめ防止基本方針

1 いじめに関する基本的な考え方

- (1) いじめは「重大な人権侵害」であり、決して許されないことを学校教育活動全体を通じて徹底する。
- (2) 生徒の尊厳が守られる学校づくりを進め、未然防止を全教職員の責務とする。
- (3) ささいな事象でも「いじめではないか」との視点で積極的に認知し、複数の教職員で早期に関わる。
- (4) 発見・通報時は特定の教職員で抱え込まず、学校全体で組織的に対応し、被害生徒を守り抜く。
- (5) 必要に応じて警察・児童相談所等と連携し、平素から情報共有体制を整備する。
- (6) 学校・家庭・地域が連携し、生徒の悩みを受け止められる体制を構築する。

2 いじめ防止対策推進委員会

● 組織の構成

管理職、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問で構成する。

事案に応じて教育相談コーディネーター、副担任、生徒が相談しやすい教職員を追加する。
必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を得る。

● 役割

- (1) 市基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・改善。
- (2) 生徒・保護者・教職員からの相談・通報の窓口となる。
- (3) いじめ疑いに関する情報の収集・記録・共有を行う。

3 教育相談体制

- ・ 生徒・保護者が安心して相談できる環境を整備し、秘密保持を徹底する。
- ・ 教育相談週間・相談日を設定し、気軽に相談できる体制をつくる。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや医療機関等と連携し、必要な支援につなぐ。
- ・ 校内外の相談窓口を広く周知する。

4 いじめ未然防止の取組

● 教育・指導場面

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」ことを学校教育全体で徹底する。
- (2) 道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動を充実させ、豊かな情操と社会性を育む。
- (3) 心の通じ合うコミュニケーション能力を育て、規律ある授業・行事づくりを行う。
- (4) 学習のつまずきがストレスとならないよう、一人一人を大切にした授業づくりを行う。
- (5) ストレス対処の方法を学ばせ、相談できる力を育む。
- (6) 生徒が活躍し、役に立っていると感じられる機会を提供し、自己有用感・自己肯定感を高める。
- (7) 道徳・学級活動でいじめを扱い、毅然と指導する。
- (8) ネット上の誹謗中傷は「いじめ」であり、刑事罰・民事罰の可能性のあることを含めて指導する。
- (9) 生徒会活動で主体的な取組を促す。
- (10) 生徒の言動・遊びに注意を払い、不適切な場合は指導する。
- (11) 教職員の言動が生徒を傷つけないよう細心の注意を払う。
- (12) 解決後も再発防止のため継続して見守る。
- (13) 災害時にも協力し合える人間関係を育てる。
- (14) 「おごり」を名目とした「ゆすり・たかり」への注意と地域連携。

● 家庭・地域との連携

- ・ 基本方針を公表し、理解を得る。
- ・ 家庭・地域と連携し、必要に応じて警察・児童相談所と情報共有する。
- ・ PTA等と協議し、地域ぐるみでいじめ根絶を進める。

5 早期発見・早期対応

- ・ 始業式・入学式で学校の姿勢を明確にする。
- ・ 年3回のアンケート、個別面談、生活記録等で状況を把握する。
- ・ 校内専門家と連携し、けんか・けがの背景にいじめがないか確認する。
- ・ 欠席・遅刻・けがの理由を必ず確認し、保護者と連絡する。
- ・ 情報があれば軽視せず調査し、認知した場合は市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・ 家庭へは観察ポイント(市教委作成)を配布し、情報提供を促す。

6 いじめへの対処

● 発見・通報時

- ・ 管理職の指示のもと、迅速に事実確認を行う。
- ・ 推進委員会で事情聴取・調査・対応方針を決定する。
- ・ 職員会議で共有し、全教職員の共通理解を図る。
- ・ 役割分担を明確にし、組織的に対応する。保護者へ適切に情報提供する。

● 被害生徒への支援

- ・ 被害生徒を徹底して守り抜く。
- ・ 安心して教育を受けられる措置を講じる。
- ・ 複数教員で家庭訪問を行う。
- ・ 必要な情報提供と相談対応。
- ・ スクールカウンセラー等による継続的ケアを行う。
- ・ 特性に応じた支援と周囲への指導を行う。

● 加害生徒への指導

- ・ 毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ 必要に応じて別教室での学習を行わせる。
- ・ 背景理解と責任の明確化を図る。
- ・ 複数教員で家庭訪問し、協力を求める。

● 他の生徒への指導

- ・ 傍観者・取り巻きの問題性を理解させる。
- ・ 生徒の主体的な取組を促す。

● 教育委員会等への報告

- ・ 認知した場合は速やかに市教育委員会へ報告する。
- ・ 必要に応じて出席停止措置を要請する。
- ・ 県教育委員会や専門家チームの派遣を要請する。

● 関係機関への相談・通報

- ・ 恐喝・暴行・傷害等は早期に警察へ相談する。
- ・ 生命・身体の危険がある場合は直ちに通報する。
- ・ ネットいじめは削除依頼・発信者情報開示を警察・法務局と連携する。

● 解消状態

- ・ 原則3か月以上の経過を目安とし、必要に応じて長期設定する。
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認する。
- ・ 再発防止のため継続して見守る。

7 重大事態への対処

- ・ 重大事態の疑いがある場合は直ちに市教育委員会へ報告し、連携して対処する。
- ・ 学校が調査主体となる場合は「重大事態対応マニュアル」に従い、迅速かつ丁寧に調査する。

8 取組の評価

- ・ 学校評価・教員目標管理に位置づける。
- ・ PDCAに基づきアンケート等で検証し、改善する。